（濡れホースの構造）

第三十八条　濡れホースは、濡れを適正に保持できるよう措置されたものでなければならない。

（品質）

第三十九条　濡れホースの内張りに使用されているゴムは、第七条第二項の規定及び次の各号に適合するものでなければならない。

一　ゴムの表面にしわ等の不均一な部分がなく、かつ、ジャケットに均一に密着したものであること。

二　ホースの長さ三メートルの部分を折り畳んだ状態でＪＩＳ　Ｋ　六二五九の静的オゾン劣化試験の方法に基づいて、次の表に掲げる試験条件により試験を行った後において、第四十五条の規定に適合するものであること。

項目	試験条件
オゾン濃度	五十pphm
試験槽の温度	三十八度から四十二度までの間
試験時間	三百六十時間
試料の状態及び入れ方	二十四時間密閉暗箱内に放置した後、ホースを折り畳んだ状態で槽の中心付近に入れる。
オゾン濃度の測定回数	試料を入れてから十五分ごとに測定する。ただし、オゾン濃度自動調節器により濃度調節を行うものは、この限りでない。
オゾン濃度の測定方法	ＪＩＳ　Ｋ　六二五九に示す定電流電解法による。

2　濡れホースの内張りに使用されている合成樹脂は、前項第一号並びに第七条第三項第二号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。

（長さ）

第四十条　濡れホースの長さは、乾燥させた状態で二十メートル又は三十メートルとし、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでのものでなければならない。

（質量）

第四十一条　濡れホースは、乾燥させた状態で、その呼称に応じて次の表に掲げる質量以下のものでなければならない。

呼称	ホース一メートル当たりの質量（単位　グラム）
九十	千六十
七十五	七百八十
六十五	五百五十
五十	四百
四十	三百
二十五	二百

（耐圧試験）

第四十二条　濡れホースは、その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ等を生じてはならない。

使用圧 ＼ ホースの状態	まっすぐにした状態（単位　メガパスカル）	折り曲げた状態（単位　メガパスカル）
一・三	二・五	一・八

（破断試験）

第四十三条　濡れホースは、一・五メートル以上のホースをまっすぐにした状態で設計破断圧の水圧を加えた場合、破断を生じてはならない。

（伸び）

第四十四条　濡れホースは、まっすぐにした状態で使用圧を加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のものでなければならない。

（漏水量）

第四十五条　濡れホースは、水圧を〇・五メガパスカルとし、三十五分間保持したうちの最後の五分間の平均漏水量が、その呼称に応じて、次の表に掲げる漏水量以下のものであり、かつ、ホースの表面が均一に濡れるものでなければならない。

呼称	ホース一メートル当たりの漏水量（単位　立方センチメートル毎分）
九十	三百五十
七十五	三百
六十五	二百五十
五十	二百
四十	百五十
二十五	百

（耐摩耗性）

第四十六条　濡れホースは、任意の場所において、別表及び別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、三十回の摩擦により漏水量が増加してはならない。

第六章　雑則

（基準の特例）

第四十七条　新たな技術開発に係る消防用ホースについて、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（消防法施行規則の一部改正）

2　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一号中「消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）第二条第五号に規定する消防用保形ホース」を「消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）第二条第三号に規定する保形ホース」に改める。